

無床診療所（法人）の移転の流れ

1 移転先の診療所開設

<p>移転の 2 ～3 週間 前</p>	<p>○診療所開設許可申請書【第2号様式（第2条関係）】          手数料：18,000円          添付書類：①管理者の医師・歯科医師免許証の原本及び写し                    ②管理者の医業略歴書                    （住所、氏名、生年月日、最終学歴、免許取得日、勤務歴等を記載したもの。）                    ③管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写し*                    ④医療従事者の免許証の写し（※管理者が原本証明したもの）                    （証明例：「本証と照合の結果相違ないことを確認する」、日付、代表者氏名）                    ⑤敷地周辺の見取図（GoogleMap等も可）                    ⑥建物の構造概要及び平面図                    ⑦定款                    ⑧法人登記履歴事項全部証明書の写し                    〔※平成16年4月1日以降に医籍登録した医師、または平成18年4月1日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合のみ。〕</p>
<p>移転した 日以降 10日以内</p>	<p>○診療所開設届【第7号様式（第3条関係）】          添付書類：診療所開設許可証の写し</p> <p>○新規開業に伴う医療機能等に関する確認書（医科のみ）</p> <p>○診療用エックス線装置備付届【第31号様式（第13条関係）】          添付書類：①診療用エックス線装置に関する届出書【第32～36号様式】機種ごと                    ②装置の製作者名・形式・定格出力等が確認できる書類（カタログ等）                    ③備え付ける部屋の平面図                    ④放射線に係る測定結果                    （漏洩線量測定結果、または空間線量分布図〈移動式の場合〉）                    ⑤遮蔽能力計算書（定格出力の管電圧（波高値）が10kV以上、かつエネルギーが1mA未満のものに限る）</p> <p>○共同利用に関する計画書（新規で装置を導入する場合のみ）</p> <p>以下、指定を受ける場合のみ提出</p> <p>○被爆者一般疾病医療機関指定申請書（2部）          …長崎県HPからダウンロード可能。提出は長崎市保健所（地域保健課）。</p> <p>○医療機関指定申請書（結核）（2部）          …長崎市HPからダウンロード可能。提出は長崎市保健所（感染症対策室）。  <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html</a></p>

## 2 移転元の廃止

移転した 日以降 10日以内	<p>○廃止届【第18号様式の2（第7条関係）】 添付書類：診療所開設届出済証、または紛失届</p> <p>○診療用エックス線装置廃止届【第53号様式（第14条関係）】 添付書類：なし</p> <p>以下、指定を受けていた場合のみ提出</p> <p>○被爆者一般疾病医療機関辞退届（2部） …添付書類：被爆者一般疾病医療機関指定書、または紛失届 長崎県 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（地域保健課）。</p> <p>○指定医療機関辞退届（結核）（1部） …添付書類：医療機関指定書、または紛失届 長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（感染症対策室）。 <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html</a></p>
----------------------	--

医療法に基づく申請書等は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454200/p023622.html>